

重要事項説明書

当事業者が提供する居宅介護支援（介護予防支援）内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

開設者（申請者） 代表職及び氏名	社会福祉法人 静岡市厚生事業協会 理事長 青島 一壽
所在地	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿二丁目25番8号
電話番号	054-287-4678
事業所の名称 代表職及び氏名	静岡市厚生事業協会指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター・白寿 所長 稲葉 宣明
管理者氏名	福重 衣代
所在地	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿二丁目25番8号
電話番号	054-282-5071
介護保険事業所番号	2274203237
指定年月日	平成19年4月1日

2. 職員概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格
管理者	1	常勤専従	主任介護支援専門員、介護福祉士
介護支援専門員	1	常勤専従	介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士
事務員	1	常勤兼務	

3. 営業概要

営業日	月～金曜日 国民の休日に関する法律に規程する休日及び12月29日から1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時（24時間連絡体制有）
利用料	法定代理受領分以外
その他の費用	交通費実費 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10km未満 500円 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10km以上 1,000円
サービスを提 供する通常の 実施地域	静岡市（大河内、梅ヶ島、玉川、井川、清沢、大川地区及び清水区を除く）

4. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて適切な居宅介護支援（介護予防支援）を提供することにより、利用者の日常生活の便宜及び介護する方の負担の軽減を図ります。

(2) 運営方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 居宅介護支援の内容

(1) 担当の介護支援専門員

氏名 佐藤 織江

連絡先 居宅介護支援センター・白寿 ☎054-282-5071

(2) 居宅介護支援（介護予防支援）内容

- ① 市町村からの委託を受けて訪問調査を行います。
- ② 介護予防プランを作成します。
- ③ ケアプランを作成します。
- ④ 他の指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）、地域包括支援センター等との連絡調整、その他の便宜を図ります。
- ⑤ 介護保険施設への紹介、その他の便宜を図ります。

(2) 利用料について

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

・居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1か月あたり下記のとおりです。

要介護 1～2 1,086 単位 要介護 3～4 1,411 単位

要支援 1～2 472 単位

加算：初回加算 300 単位 退院・退所加算 450 単位～900 単位

入院時情報連携加算 200～250 単位 通院時情報連携加算 50 単位

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位

※1 単位＝10.42 円（6 級地）

6. 緊急時の対応

サービスの提供中に事故、体調の急変、その他の緊急事態が生じたときは、ご家族、主治医、救急機関等へ連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先
	氏名 連絡先

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中、万一事故が発生した場合に備え、次の賠償責任保険に加入しています。

- ・保健の種類 介護事業者賠償責任補償（賠償責任保険）
- ・保険会社 財団法人 介護労働安定センター

8. 苦情受付

当事業所の居宅介護支援（介護予防支援）の提供について、お気軽に苦情をお申し出ください。当事業所に苦情を申し立てたからといって、何ら差別的な待遇はいたしません。

（1）当事業所苦情受付窓口

居宅介護支援センター・白寿

- ・苦情相談解決責任者 稲葉 宣明（所長）
- ・苦情相談受付担当者 福重 衣代（管理者）

（2）静岡市介護保険課 054-221-1377

（3）静岡県国民健康保険団体連合会 054-253-5590

（4）サービス利用の中止（キャンセル）等

① 利用者がこの居宅介護支援（介護予防支援）に関わる訪問調査、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 居宅介護支援センター・白寿 ☎054-282-5071

② 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

③ 利用者は、3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することができます。（契

約書第8条)

- ④ サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料は必要ありません。

9. 契約の解除

当事業所は、事業の適正な運営のため、やむを得ず、次の各号場合には本契約を解除することがあります。

- (1) 次の①～⑦に記載するハラスメント行為及びそれに類する行為がなされ、事業者がその是正を求め、事業者として取りえる防止策を講じても、利用者及びその家族によるハラスメント行為がやまず、当事者間の信頼関係が失われるに至った場合
 - ① 暴行 殴る、蹴る、つねる、など
 - ② 暴言 「死ね」「役立たず」など、職員の尊厳を傷つけるような言葉を言う、など
 - ③ 威嚇 近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物を示したりして職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れない、など
 - ④ セクハラ 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画・音声を流す、ヌード写真を見せる、など
 - ⑤ 過度な要求 職員の契約名用以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求、など
 - ⑥ プライバシー侵害 職員の許可なくその撮影をして SNS 上に投稿する、執拗に個人情報を探る、など
 - ⑦ その他、上記に類する当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為
- (2) その他、利用者等によって、本契約を継続することが難しいほどの背信行為が行われた場合

10. その他

介護支援専門員等がサービスを提供する際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (2) 医療行為や預金通帳の預かり、年金等の金銭の取り扱いはいたしかねます。

令和 6年 月 日

(事業者)

居宅介護支援（介護予防支援）の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

社会福祉法人 静岡市厚生事業協会
居宅介護支援センター・白寿

説明者 佐藤 織江 印

(利用者)

この説明により、居宅介護支援（介護予防支援）に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 8 号

氏 名 _____ 印

(代理人又は立会人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙 1

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	57.9%
通所介護	29.1%
地域密着型通所介護	18.6%
福祉用具貸与	76.6%

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーション 白寿 <u>68.45%</u>	ソフトケア <u>8.05%</u>	ホームヘルパー しずおか <u>8.05%</u>
通所介護	フォレスト小鹿商店街 リハサロンもりの いえ <u>18.66%</u>	エスト 北安東 <u>16.00%</u>	カリタス 有東 <u>13.33%</u>
地域密着型 通所介護	リハストスパ 池田 <u>25.00%</u>	シルバーフィット ネス 池田 <u>25.00%</u>	いきいき アップデイ <u>14.58%</u>
福祉用具貸与	メディカルエンジニアリング(有) <u>36.04%</u>	(株)イノベーション オブメディカル サービス静岡営業 所 <u>19.79%</u>	(株)ヤマシタ 静岡営業所 <u>15.78%</u>